

厚生衛発 0407 第 2 号
令和 8 年 4 月 7 日

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会会長 殿
一般社団法人日本リネンサプライ協会会長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長
(公 印 省 略)

ビルクリーニング・リネンサプライ分野人材確保及び生産性向上等支援事業の
実施について

平成 26 年 4 月 3 日厚生労働省発健 0403 第 2 号厚生労働事務次官通知の「生活衛生関係営業対策事業費補助金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)に掲げるビルクリーニング・リネンサプライ分野人材確保及び生産性向上等支援事業については、交付要綱に定めるほか、別紙のとおり「ビルクリーニング・リネンサプライ分野人材確保及び生産性向上等支援事業実施要領」を定めたので、これにより事業の適正かつ円滑な実施を図られたい。

ビルクリーニング・リネンサプライ分野人材確保及び生産性向上等支援事業実施要領

1. 目的

ビルクリーニング及びリネンサプライ分野においては慢性的な人手不足であり、生産性向上、国内人材の確保及び処遇改善を一体的に実施することで、各分野への就職及び就職した人材の定着のほか、生産性向上や処遇改善を支援することを目的とする。

2. 実施主体

本事業は、「公益社団法人全国ビルメンテナンス協会」及び「一般社団法人日本リネンサプライ協会」において実施する。

3. 事業内容

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会及び一般社団法人日本リネンサプライ協会が生産性向上、人材確保及び処遇改善を目的とした次の取組みを行う。

- (1) 事業実施のための検討会の実施
- (2) 清掃ロボット、D X推進等の取組に係る好事例の収集、周知啓発等の生産性向上に係る取組
- (3) 高校生・大学生、女性、高齢者、障害者への就職勧奨、求人活動に向けたセミナー、広報活動の実施や人材の定着支援等の人材確保策の取組
- (4) 人材の処遇改善の活動支援、好事例の収集等の処遇改善策の取組
- (5) その他(1)から(4)に関連する事業

4. 経費

本要領に基づく事業に要する経費については、別に定める生活衛生関係営業対策事業費補助金交付要綱により、予算の範囲内で補助を行う。

5. この要領は令和8年4月1日より適用する。